

## 財務諸表の承認及び利益の処分の承認に係る事務局の確認について

### 1 確認の方針

財務諸表は、県民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう法人の財政状態及び運営状況を適切に開示する必要がある。

知事による財務諸表の承認及び利益の処分の承認にあたって、事務局においては、「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

なお、財務諸表の数値については、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

### 2 確認内容

#### (1) 合規性の遵守

##### ○提出期限は遵守されたか。

※当該事業年度の終了後 3 月以内〈地方独立行政法人法第 3 4 条第 1 項〉  
→ 6 月末日までに提出された。

##### ○必要な書類は全て提出されたか。

※財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書  
→ 全て提出された。

※事業報告書については、内容が業務実績報告書と重複しているため、評価委員会では添付を省略

##### ○監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書に財務諸表の承認にあたって考慮すべき意見はないか。

→ 考慮すべき特段の意見はなかった。

#### (2) 表示内容の適正性

##### ○記載すべき事項に明らかな遺漏はないか。

→ 地方独立行政法人会計基準に照らし、表示科目、注記等に明らかな遺漏はないことを確認した。

##### ○計数は整合しているか。

→ 合計等基本的な計数について整合を確認した。

##### ○書類相互間における数値の整合はとれているか。

→ 主要表間及び附属明細書との相互における数値の整合を確認した。

##### ○行うべき業務を行ったか。

→ 学生収容定員の充足率が 90% を満たしていることを確認した。

##### ○運営費交付金にかかる会計処理は適正か。

→ ① 期間進行基準の適用事業について、運営費交付金全額が収益化されているか確認した。  
② 費用進行基準の適用事業について、事業ごとに発生額と同額が収益化されているか確認した。

##### ○利益の処分の承認を受けようとする額は適正に算出されているか。

→ 本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益の算出方法が適正であることを確認した。

### 3 事務局コメント

上記のとおり、事務局として確認を行った結果、財務諸表及び利益の処分の承認にあたって、特段のコメントはない。

## 公立大学法人役員報酬規程の改定について

### 1. 改定理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、福岡県の各公立大学法人においても、国家公務員及び福岡県職員の給与に基づいて報酬を算定している。

(基本年俸には国家公務員の指定職俸給表、業績年俸には福岡県特別職職員の期末手当の支給月数を使用)

今回、国家公務員の給与改定の勧告(平成26年人事院勧告)に基づき、各法人において役員報酬規程の改定(平成26年12月、平成27年3月)を行ったものである。

#### ○「一般職の職員の給与に関する法律」(国家公務員)(平成26年11月19日公布)

別表第11 指定職俸給表(部分)

※俸給月額

号棒	月額	改正後 (H27.4.1施行)	改定額	改定割合	
1	720,000	705,000	△ 15,000	97.92%	…… 副理事長の報酬基礎額
4	912,000	894,000	△ 18,000	98.03%	…… 理事長の報酬基礎額

#### ○「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」の一部改正(平成26年12月25日公布)

※期末手当の支給月数の引上げ(0.15月)

改正前		改正後(H26.12.1適用)		改正後(H27.4.1施行)	
6月期	1.40月	6月期	1.40月	6月期	1.475月
12月期	1.55月	12月期	1.70月	12月期	1.625月
計	2.95月	計	3.10月	計	3.10月

### 2. 改定内容

平成26年12月改定: 期末手当支給月数の引き上げ 2.95月→3.10月

平成27年3月改定: 指定職俸給表の引下げ

区分	改正前			改正後			改定額		
	年俸額	内 訳		年俸額	内 訳		年俸額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		基本年俸 (H27.4.1施行)	業績年俸 (H26.12.1適用)		基本年俸	業績年俸
理事長	14,846,000	10,944,000	3,902,000	14,747,000	10,728,000	4,019,000	△ 99,000	△ 216,000	117,000
副理事長	11,720,000	8,640,000	3,080,000	11,629,000	8,460,000	3,169,000	△ 91,000	△ 180,000	89,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0

※理事長・副理事長の年俸の算出内訳

	改正前				改正後			
		理事長 (4号棒)	副理事長 (1号棒)		理事長 (4号棒)	副理事長 (1号棒)		
基本年俸	年俸基礎額(給料月額)	A	912,000	720,000	年俸基礎額(給料月額)	A	894,000	705,000
	年額(A×12月)	B	10,944,000	8,640,000	年額(A×12月)	B	10,728,000	8,460,000
業績年俸	職務加算(A×20%)	C	182,400	144,000	職務加算(A×20%)	C	178,800	141,000
	管理職加算(A×25%)	D	228,000	180,000	管理職加算(A×25%)	D	223,500	176,250
	業績年俸(A+C+D)×2.95月		3,902,000	3,080,000	業績年俸(A+C+D)×3.10月		4,019,000	3,169,000